

答弁書第二〇号

内閣参質一七〇第二〇号

平成二十年十月七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員蓮舫君提出「ねんきん特別便」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員蓮舫君提出「ねんきん特別便」に関する質問に対する答弁書

一について

社会保険庁において本年三月までに送付した「ねんきん特別便」（以下「名寄せ特別便」という。）の送付人数は、約千三十万人であり、「名寄せ特別便」を受け取りながらいまだ回答をしていない者は、本年九月十二日時点で約三百三十万人である。

また、本年四月から「名寄せ特別便」を送付した者以外の者に送付している「ねんきん特別便」（以下「全員特別便」という。）の送付人数は、本年九月十二日時点で約六千五百万人であり、未回答者は、同日時点で約三千百万人である。

二について

御指摘の「ご回答のお願い」ハガキについては、「名寄せ特別便」の未回答者に対して送付することとしており、お尋ねの送付人数は、本年六月末時点で約五百三十三万人である。

お尋ねの回答者数については、「名寄せ特別便」及び「全員特別便」の回答者と、「ご回答のお願い」ハガキに対する回答者とを分けて把握していないため、お答えすることは困難である。

三について

お尋ねの件数については把握していないが、「ご回答のお願い」ハガキは、「名寄せ特別便」を受け取りながらいまだ回答をしていない者についてその者の住所に送付することとしており、ほとんど到達しているものと考えている。

四について

お尋ねについては、「名寄せ特別便」の未回答者のうち、内容から見て記録を訂正する必要がある可能性が高い年金受給者については、現地調査等で実際の住所が確認できれば、訪問等により、本人の年金記録に結び付く可能性が高い記録の具体的な情報を提供した上で、それが本人のものであるかどうかの確認を行うこととしている。また、「ご回答のお願い」ハガキが未到達となった者を含め、すべての年金受給者及び被保険者に対し、政府広報等により年金記録の確認及び「ねんきん特別便」に対する回答のお願いをしているところである。

お尋ねの経費については、他の経費と分けて算出することが困難であり、これについてお答えすることは困難である。

五及び六について

1 「名寄せ特別便」の印刷や発送等の契約価格の企業別内訳及び契約形態については、次のとおりである。

(一) 「名寄せ特別便」の作成及び発送準備業務の委託について、本年八月末時点で七回の契約を締結しており、一回目は、一般競争入札により契約を締結しており、契約価格は、トッパン・フォームズ株式会社及び共同印刷株式会社が、作成予定件数百万件に対して一件当たり単価七十九・八円である。二回目は、一般競争入札により契約を締結しており、契約価格は、小林クリエイト株式会社が作成予定件数百万件に対して一件当たり単価六十七円、東洋紙業株式会社が作成予定件数百万件に対して一件当たり単価七十円、トッパン・フォームズ株式会社が作成予定件数百万件に対して一件当たり単価七十二円、株式会社ビーエフが作成予定件数百万件に対して一件当たり単価七十四・五円である。三回目は、随意契約により契約を締結しており、契約価格は、小林クリエイト株式会社が八百十五万二千八百四十五円、東洋紙業株式会社が七百二十七万八千七百五十円、トッパン・フォームズ株式会社が二百六十一万六千二百十六円、日本電算

機用品株式会社が六百九十五万七千五百五十七円、株式会社ビーエフが五百三十六万四千四百四十一円である。四回目は、随意契約により契約を締結しており、契約価格は、トッパン・フォームズ株式会社が作成予定件数五十万件に対して一件当たり単価五十八円、共同印刷株式会社が作成予定件数五十万件に対して一件当たり単価五十八円、共同印刷株式会社が作成予定件数五十万件に対して一件当たり単価七十六円である。五回目は、一般競争入札により契約を締結しており、契約価格は、株式会社高速が作成予定件数五十万件に対して一件当たり単価八十三円、株式会社イセトーが作成予定件数百万件に対して一件当たり単価八十二・五円、トッパン・フォームズ株式会社が作成予定件数百万件に対して一件当たり単価五十六円である。六回目は、一般競争入札により契約を締結しており、契約価格は、トッパン・フォームズ株式会社が作成予定件数六十万件に対して一件当たり単価八十円、共同印刷株式会社が作成予定件数四十九万件に対して一件当たり単価八十二円である。七回目は、随意契約により契約を締結しており、契約価格は、共同印刷株式会社が作成予定件数二万件に対して、一件当たり単価七十六円である。

(二)「名寄せ特別便」の見方などを記載したりフレットの作成について、本年八月末時点で十五回の契約を締結しており、一回目は、一般競争入札により株式会社アイネットと契約を締結しており、契約価

格は、二百万部で八百七十九万九千円である。二回目は、一般競争入札により株式会社アイネットと契約を締結しており、契約価格は、二百二十五万部で千三十四万七千七百五十円である。三回目は、一般競争入札により株式会社アイネットと契約を締結しており、契約価格は、二百二十五万部で千十五万八千七百五十円である。四回目は、一般競争入札により株式会社アイネットと契約を締結しており、契約価格は、五十万部で二百五十五万五千円である。五回目は、一般競争入札により株式会社アイネットと契約を締結しており、契約価格は、五十万部で二百八十八万七千五百円である。六回目は、一般競争入札により株式会社アイネットと契約を締結しており、契約価格は、五十万部で二百九十九万二千五百円である。七回目は、一般競争入札により株式会社アイネットと契約を締結しており、契約価格は、百十二万五千部で五百十七万三千八百七十五円である。八回目は、一般競争入札により株式会社アイネットと契約を締結しており、契約価格は、百十二万五千部で五百七万九千三百七十五円である。九回目は、一般競争入札により株式会社アイネットと契約を締結しており、契約価格は、二十五万部で百四十四万三千七百五十円である。十回目は、随意契約により株式会社アイネットと契約を締結しており、契約価格は、十万部で九十四万五千円である。十一回目は、随意契約により株式会社アイネットと契約を締結

しており、契約価格は、三十万部で百五十四万三千五百円である。十二回目は、一般競争入札により株式会社ジェービーエフと契約を締結しており、契約価格は、百万部で四百九十三万八千五百円である。十三回目は、随意契約により株式会社アイネットと契約を締結しており、契約価格は、五万部で九十一万六千六百五十円である。十四回目は、随意契約により株式会社アイネットと契約を締結しており、契約価格は、五万部で九十一万六千六百五十円である。十五回目は、随意契約により株式会社アイネットと契約を締結しており、契約価格は、十二万部で六十四万二千六百円である。

(三)「名寄せ特別便」送付用窓開封筒の作成について、本年八月末時点で十七回の契約を締結しており、一回目は、一般競争入札により株式会社山口封筒店と契約を締結しており、契約価格は、百万枚で二百八十万三千五百円である。二回目は、一般競争入札により株式会社イムラ封筒と契約を締結しており、契約価格は、百万枚で二百七十四万五千円である。三回目は、一般競争入札により株式会社高春堂と契約を締結しており、契約価格は、二百二十五万枚で六百十四万二千五百円である。四回目は、一般競争入札により寿堂紙製品工業株式会社と契約を締結しており、契約価格は、二百二十五万枚で五百八十三万五千三百七十五円である。五回目は、一般競争入札により株式会社イムラ封筒と契約を締結しており、

契約価格は、五十万枚で百六十一万七千円である。六回目は、一般競争入札により株式会社イムラ封筒と契約を締結しており、契約価格は、五十万枚で百六十一万七千円である。七回目は、一般競争入札により株式会社イムラ封筒と契約を締結しており、契約価格は、五十万枚で百五十万六千七百五十円である。八回目は、一般競争入札により株式会社高春堂と契約を締結しており、契約価格は、百十二万五千枚で三百十万六千六百八十七円である。九回目は、一般競争入札により寿堂紙製品工業株式会社と契約を締結しており、契約価格は、百十二万五千枚で二百九十五万三千二百二十五円である。十回目は、一般競争入札により株式会社イムラ封筒と契約を締結しており、契約価格は、二十五万枚で七十九万五千三百七十五円である。十一回目は、随意契約により株式会社高春堂と契約を締結しており、契約価格は、十五万枚で九十四万五千円である。十二回目は、随意契約により寿堂紙製品工業株式会社と契約を締結しており、契約価格は、十五万枚で九十七万六千五百円である。十三回目は、随意契約により株式会社イムラ封筒と契約を締結しており、契約価格は、十万枚で四十五万五千五百円である。十四回目は、一般競争入札により東洋ビジネス印刷株式会社と契約を締結しており、契約価格は、百十万枚で三百万三千円である。十五回目は、随意契約により株式会社イムラ封筒と契約を締結しており、契約価格は、五万

枚で三十八万五千八百七十五円である。十六回目は、随意契約により株式会社イムラ封筒と契約を締結しており、契約価格は、五万枚で三十八万五千八百七十五円である。十七回目は、随意契約により株式会社高春堂と契約を締結しており、契約価格は、十二万枚で六十五万五千二百円である。

(四)「名寄せ特別便」送付用窓開封筒にねんきん専用ダイヤルの電話番号案内等を加刷する作業について、本年八月末時点で、随意契約により十一回の契約を締結しており、一回目は、トッパン・フォームズ株式会社と契約を締結し、契約価格は、九十八万三千九百三十一円である。二回目は、共同印刷株式会社と契約を締結しており、契約価格は、九十三万二千四百円である。三回目は、株式会社高春堂と契約を締結しており、契約価格は、九十四万五千円である。五回目は、株式会社イムラ封筒と契約を締結しており、契約価格は、九十五万六千四百四十円である。六回目は、株式会社高春堂と契約を締結しており、契約価格は、九十万五千六百二十五円である。七回目は、寿堂紙製品工業株式会社と契約を締結しており、契約価格は、九十四万八千八百円である。八回目は、株式会社高春堂と契約を締結しており、契約価格は、九十万五千六百二十五円である。九回目は、寿堂紙製品工業株式会社と契約を締結しており、契約価格は、

九十四万八千円である。十回目は、株式会社高春堂と契約を締結しており、契約価格は、五十五万六千五百円である。十一回目は、寿堂紙製品工業株式会社と契約を締結しており、契約価格は、六十五万六千二百五十円である。

(五)「名寄せ特別便」返信用封筒の作成について、本年八月末時点で九回の契約を締結しており、一回目は、一般競争入札により株式会社イムラ封筒と契約を締結しており、契約価格は、百万円で三百三十万七千五百円である。二回目は、一般競争入札により光文堂印刷株式会社と契約を締結しており、契約価格は、百万円で三百三十八万千円である。三回目は、一般競争入札により光文堂印刷株式会社と契約を締結しており、契約価格は、百五十万円で四百八十万三千七百五十円である。四回目は、一般競争入札により光文堂印刷株式会社と契約を締結しており、契約価格は、百五十万円で四百七十九万八千五百円である。五回目は、一般競争入札により株式会社ムトウユニパックと契約を締結しており、契約価格は、百二十五万円で三百八十三万二千五百円である。六回目は、一般競争入札により寿堂紙製品工業株式会社と契約を締結しており、契約価格は、百二十五万円で三百九十二万四千三百七十五円である。七回目は、随意契約により株式会社ムトウユニパックと契約を締結しており、契約価格は、十五万円で八十九

万七千七百五十円である。八回目は、随意契約により寿堂紙製品工業株式会社と契約を締結しており、契約価格は、十五万枚で九十四万五千円である。九回目は、随意契約により株式会社ムトウユニパックと契約を締結しており、契約価格は、十二万枚で七十四万三千四百円である。

2 「全員特別便」の印刷や発送等の契約価格の企業別内訳及び契約形態については次のとおりである。

(一) 「全員特別便」の作成及び発送準備業務の委託について、本年八月末時点で九回の契約を締結しており、一回目は、一般競争入札により契約を締結しており、契約価格は、小林クリエイト株式会社が作成予定件数四十万件に対して一件当たり単価八十四・八円、東洋紙業株式会社が作成予定件数三十万件に対して一件当たり単価八十四・七五円、トツパン・フォームズ株式会社が作成予定件数四十万件に対して一件当たり単価七十六円、日本電算機用品株式会社が作成予定件数三十万件に対して一件当たり単価八十四・八円、ナカバヤシ株式会社が作成予定件数七十万件に対して一件当たり単価八十五・五円、光ビジネスフォーム株式会社が作成予定件数四十万件に対して一件当たり単価八十四円である。二回目は、随意契約により契約を締結しており、契約価格は、トツパン・フォームズ株式会社が作成予定件数百三十万件に対して一件当たり

単価七十六円、ナカバヤシ株式会社が作成予定件数百五十万件に対して一件当たり単価八十三円、光ビ
ジネスフォーム株式会社が作成予定件数五十五万件に対して一件当たり単価八十四円、東洋紙業株式会
社が作成予定件数百万件に対して一件当たり単価八十二・八円、日本電算機用品株式会社が作成予定件
数四十万件に対して一件当たり単価八十三・二円、小林クリエイト株式会社が作成予定件数七十五万件
に対して一件当たり単価八十四円、株式会社高速が作成予定件数百二十万件に対して一件当たり単価八
十三・五円である。三回目は、一般競争入札により契約を締結しており、契約価格は、トッパン・フォ
ームズ株式会社が作成予定件数三百五十万件に対して一件当たり単価七十八・九円、共同印刷株式会社
が作成予定件数二百五十万件に対して一件当たり単価八十六円、株式会社イセトーが作成予定件数二百
万件に対して一件当たり単価八十六円、小林クリエイト株式会社が作成予定件数二百万件に対して一件
当たり単価八十六円、ナカバヤシ株式会社が作成予定件数百五十万件に対して一件当たり単価八十六円、
高速紙工業株式会社が作成予定件数百万件に対して一件当たり単価八十六円、東京ラインプリンタ印刷
株式会社が作成予定件数百万件に対して一件当たり単価八十五円、日本電算機用品株式会社が作成予定
件数百万件に対して一件当たり単価八十五・七円、株式会社アテナが作成予定件数百五十万件に対して

一件当たり単価八十五・八円、東洋紙業株式会社が作成予定件数百五十万件に対して一件当たり単価八十五・九円、株式会社ビーエフが作成予定件数二百万件に対して一件当たり単価八十六円である。四回目は、一般競争入札により契約を締結しており、契約価格は、江馬印刷株式会社が作成予定件数二百万件に対して一件当たり単価百五十八円、東洋紙業株式会社が作成予定件数二百万件に対して一件当たり単価百五十七円、小林クリエイト株式会社が作成予定件数二百万件に対して一件当たり単価百五十八円、トッパン・フォームズ株式会社が作成予定件数四百万件に対して一件当たり単価百五十八円、共同印刷株式会社が作成予定件数三百二十五万件に対して一件当たり単価百六十一円である。五回目は、一般競争入札により契約を締結しており、契約価格は、カワセコンピュータサプライ株式会社が作成予定件数二百万件に対して一件当たり単価百五十七円、大和コンピュータサービス株式会社が作成予定件数二百万件に対して一件当たり単価百五十七円、トッパン・フォームズ株式会社が作成予定件数二百万件に対して一件当たり単価百四十八円である。六回目は、一般競争入札により契約を締結しており、契約価格は、ナカバヤシ株式会社が作成予定件数二百万件に対して一件当たり単価八十六円、株式会社ビーエフが作成予定件数二百万件に対

して一件当たり単価八十六円、株式会社イセトーが作成予定件数二百万件に対して一件当たり単価八十六円、株式会社高速が作成予定件数二百万件に対して一件当たり単価八十六円、光ビジネスフォーム株式会社作成予定件数二百万件に対して一件当たり単価八十六円、日本電算機用品株式会社が作成予定件数二百万件に対して一件当たり単価八十七・六円、東京ライプリンタ印刷株式会社が作成予定件数二百万件に対して一件当たり単価八十七・六円である。七回目は、一般競争入札により契約を締結しており、株式会社アグレックスが二千六百五万三千二百二十五円である。八回目は、一般競争入札により契約を締結しており、契約価格は、トップン・フォームズ株式会社が作成予定件数十萬三千六百五十件に対して一件当たり単価百二十円である。九回目は、一般競争入札により契約を締結しており、契約価格は、大和コンピューターサービス株式会社が作成予定件数二百万件に対して一件当たり単価八十二円、東京ライプリンタ印刷株式会社が作成予定件数二百万件に対して一件当たり単価八十五円、日本電算機用品株式会社が作成予定件数二百万件に対して一件当たり単価八十五・八円、光ビジネスフォーム株式会社が作成予定件数二百万件に対して一件当たり単価八十五円、巧能印刷株式会社が作成予定件数二百万件に対して一件当たり単価八十五円、

件当たり単価八十五・二円、東洋紙業株式会社が作成予定件数二百万件に対して一件当たり単価八十五・五円、共同印刷株式会社が作成予定件数四百万件に対して一件当たり単価八十五・六円、トッパン・フォームズ株式会社が作成予定件数四百万件に対して一件当たり単価八十五・六円、株式会社ビーエフが作成予定件数二百万件に対して一件当たり単価八十五・七円、株式会社イセトーが作成予定件数二百万件に対して一件当たり単価八十五・七円、小林クリエイト株式会社が作成予定件数二百万件に対して一件当たり単価八十五・七円、株式会社高速が作成予定件数二百万件に対して一件当たり単価八十五・八円、カワセコンピュータ株式会社が作成予定件数二百二十五万件に対して一件当たり単価八十五・八円である。

(二)「全員特別便」の見方などを記載したリーフレットの作成について、本年八月末時点で、一般競争入札により二十四回の契約を締結している。

一回目は、共同印刷株式会社と契約を締結しており、契約価格は、二百五十万部で千七十六万二千五百円である。二回目は、株式会社アイネットと契約を締結しており、契約価格は、二百五十万部で千五百万円である。三回目は、株式会社アイネットと契約を締結しており、契約価格は、二百五十万部で千

五十万円である。四回目は、株式会社アイネットと契約を締結しており、契約価格は、二百五十万部で千二百六十万円である。五回目は、株式会社アイネットと契約を締結しており、契約価格は、二百五十万部で千二百六十万円である。六回目は、株式会社アイネットと契約を締結しており、契約価格は、二百五十万部で千二百六十万円である。七回目は、株式会社アイネットと契約を締結しており、契約価格は、二百五十万部で千二百七万五千円である。八回目は、株式会社アイネットと契約を締結しており、契約価格は、二百五十万部で千二百八十一万円である。九回目は、株式会社アイネットと契約を締結しており、契約価格は、二百五十万部で千二百八十一万円である。十回目は、三松堂印刷株式会社と契約を締結しており、契約価格は、二百五十万部で千二百八十一万円である。十一回目は、株式会社アイネットと契約を締結しており、契約価格は、二百五十万部で千二百七十三万二千二百五十円である。十二回目は、株式会社アイネットと契約を締結しており、契約価格は、二百五十万部で千二百八十一万円である。十三回目は、株式会社アイネットと契約を締結しており、契約価格は、二百八十五万部で千九百九十七万円である。十四回目は、株式会社アイネットと契約を締結しており、契約価格は、七百四十五万部で三千四十二万九千五百二十五円である。十五回目は、共同印刷株式会社と契約を締結しており、契約

価格は、七百四十五万部で二千九百六十四万七千二百七十五円である。十六回目は、株式会社ウイルコと契約を締結しており、契約価格は、七百四十五万部で二千九百七十七万七千九百二十五円である。十七回目は、株式会社ウイルコと契約を締結しており、契約価格は、七百四十五万部で二千八百九十二万七千五百円である。十八回目は、共同印刷株式会社と契約を締結しており、契約価格は、七百四十五万部で二千八百五十五万二千二百二十五円である。十九回目は、共同印刷株式会社と契約を締結しており、契約価格は、七百四十五万部で二千八百二十三万九千二百二十五円である。二十回目は、株式会社ウイルコと契約を締結しており、契約価格は、七百四十五万部で二千七百八十四万八千九十八円である。二十一回目は、株式会社アイネットと契約を締結しており、契約価格は、七百五十万部で二千七百九十五万六千二百五十円である。二十二回目は、三松堂印刷株式会社と契約を締結しており、契約価格は、二百万部で七百九十三万八千円である。二十三回目は、三松堂印刷株式会社と契約を締結しており、契約価格は、二百万部で七百五十六万円である。二十四回目は、株式会社アイネットと契約を締結しており、契約価格は、百万部で三百九十三万七千五百円である。

(三)「全員特別便」送付用窓開封筒の作成について、本年八月末時点で、二十八回の契約を締結している。

一回目は、一般競争入札により株式会社高春堂と契約を締結しており、契約価格は、二百五十万枚で七百五十六万円である。二回目は、一般競争入札により株式会社イムラ封筒と契約を締結しており、契約価格は、二百五十万枚で七百二十七万二千二百五十円である。三回目は、一般競争入札によりナカバヤシ株式会社と契約を締結しており、契約価格は、二百五十万枚で七百八万七千五百円である。四回目は、一般競争入札によりツバメ工業株式会社と契約を締結しており、契約価格は、二百五十万枚で七百三十五万円である。五回目は、一般競争入札により寿堂紙製品工業株式会社と契約を締結しており、契約価格は、二百五十万枚で七百二十四万五千円である。六回目は、一般競争入札により寿堂紙製品工業株式会社と契約を締結しており、契約価格は、二百五十万枚で七百十四万円である。七回目は、一般競争入札によりツバメ工業株式会社と契約を締結しており、契約価格は、二百五十万枚で七百二十一万八千七百五十円である。八回目は、一般競争入札により株式会社イムラ封筒と契約を締結しており、契約価格は、二百五十万枚で七百八万七千五百円である。九回目は、一般競争入札により株式会社ムトウユニパツクと契約を締結しており、契約価格は、二百五十万枚で七百十九万二千五百円である。十回目は、一般競争入札によりトツパン・フォームズ株式会社と契約を締結しており、契約価格は、二百五十万枚で

七百二十四万五千円である。十一回目は、一般競争入札により丸菱紙工株式会社と契約を締結しており、契約価格は、二百五十万枚で七百二十七万二千二百五十円である。十二回目は、一般競争入札により株式会社イムラ封筒と契約を締結しており、契約価格は、二百五十万枚で七百三十二万三千七百五十円である。十三回目は、一般競争入札により東洋ビジネス印刷株式会社と契約を締結しており、契約価格は、二百八十五万枚で七百七十六万九千七百二十七円である。十四回目は、一般競争入札により寿堂紙製品工業株式会社と契約を締結しており、契約価格は、七百四十五万枚で千九百七十九万九千二百二十五円である。十五回目は、一般競争入札により東洋ビジネス印刷株式会社と契約を締結しており、契約価格は、七百四十五万枚で千九百九十六万三千二百二十円である。十六回目は、一般競争入札により株式会社高春堂と契約を締結しており、契約価格は、七百四十五万枚で千九百九十八万六千四百八十七円である。十七回目は、一般競争入札によりハート株式会社と契約を締結しており、契約価格は、七百四十五万枚で千九百七十一万六千円である。十八回目は、一般競争入札によりハート株式会社と契約を締結しており、契約価格は、七百四十五万枚で千九百六十三万二千三百七十五円である。十九回目は、一般競争入札によりツバメ工業株式会社と契約を締結しており、契約価格は、七百四十五万枚で千九百十六万五千百二

十五円である。二十回目は、一般競争入札により株式会社イムラ封筒と契約を締結しており、契約価格は、七百四十五万枚で千九百三十九万九千八百円である。二十一回目は、一般競争入札により株式会社イムラ封筒と契約を締結しており、契約価格は、七百五十万枚で千九百二十一万五千円である。二十二回目は、一般競争入札により株式会社イムラ封筒と契約を締結しており、契約価格は、百万枚で二百八十四万五千五百円である。二十三回目は、一般競争入札により株式会社高春堂と契約を締結しており、契約価格は、百万枚で二百七十六万五千五百円である。二十四回目は、一般競争入札により寿堂紙製品工業株式会社と契約を締結しており、契約価格は、百万枚で三百十五万円である。二十五回目は、一般競争入札により株式会社ムトウユニパックと契約を締結しており、契約価格は、百万枚で三百十五万円である。二十六回目は、一般競争入札によりナカバヤシ株式会社と契約を締結しており、契約価格は、百万枚で三百三十万七千五百円である。二十七回目は、随意契約により株式会社高春堂と契約を締結しており、契約価格は、十二万枚で七十四万九千七百円である。二十八回目は、随意契約により株式会社ムトウユニパックと契約を締結しており、契約価格は、一万七千枚で十九万六千三百五十円である。

(四)「全員特別便」返信用封筒の作成について、本年八月末時点で、三十一回の一般競争入札により契約

を締結しており、一回目は、株式会社ムトウユニパックと契約を締結しており、契約価格は、百万枚で二百七万九千円である。二回目は、寿堂紙製品工業株式会社と契約を締結しており、契約価格は、百万枚で二百万五千五百円である。三回目は、寿堂紙製品工業株式会社と契約を締結しており、契約価格は、百万枚で二百四十五万七千円である。四回目は、光文堂印刷株式会社と契約を締結しており、契約価格は、二百万枚で三百九十万七千五百円である。五回目は、寿堂紙製品工業株式会社と契約を締結しており、契約価格は、二百万枚で五百二十五万円である。六回目は、株式会社山口封筒店と契約を締結しており、契約価格は、二百万枚で五百二十五万円である。七回目は、アコーダー・ビジネス・フォーム株式会社と契約を締結しており、契約価格は、二百万枚で五百二十五万円である。八回目は、株式会社イムラ封筒と契約を締結しており、契約価格は、二百万枚で五百二十九万二千円である。九回目は、寿堂紙製品工業株式会社と契約を締結しており、契約価格は、二百万枚で五百三十五万五千円である。十回目は、株式会社ムトウユニパックと契約を締結しており、契約価格は、二百万枚で五百三十五万五千円である。十一回目は、株式会社ムトウユニパックと契約を締結しており、契約価格は、二百万枚で五百二十五万円である。十二回目は、ツバメ工業株式会社と契約を締結しており、契約価格は、二百万枚で

五百四万円である。十三回目は、オキナ株式会社と契約を締結しており、契約価格は、二百万枚で五百三十五万五千円である。十四回目は、ナカバヤシ株式会社と契約を締結しており、契約価格は、二百万枚で五百三十五万五千円である。十五回目は、丸菱紙工株式会社と契約を締結しており、契約価格は、二百万枚で五百三十五万五千円である。十六回目は、株式会社高春堂と契約を締結しており、契約価格は、二百万枚で五百三十五万五千円である。十七回目は、株式会社イムラ封筒と契約を締結しており、契約価格は、百万枚で二百六十七万七千五百円である。十八回目は、ナカバヤシ株式会社と契約を締結しており、契約価格は、七百八十万枚で千四百六十二万七千三百四十円である。十九回目は、寿堂紙製品工業株式会社と契約を締結しており、契約価格は、七百八十万枚で千三百七十五万九千二百円である。二十回目は、ツバメ工業株式会社と契約を締結しており、契約価格は、七百八十万枚で千三百五十一万三千五百円である。二十一回目は、株式会社イムラ封筒と契約を締結しており、契約価格は、七百八十万枚で千三百三十四万九千七百円である。二十二回目は、株式会社ムトウユニバックと契約を締結しており、契約価格は、七百九十万枚で千二百三十五万九千五百五十円である。二十三回目は、株式会社イムラ封筒と契約を締結しており、契約価格は、七百八十万枚で千三百十万四千円である。二十四回目は、

株式会社イムラ封筒と契約を締結しており、契約価格は、七百八十万枚で千二百八十五万八千三百円である。二十五回目は、株式会社イムラ封筒と契約を締結しており、契約価格は、七百八十万枚で千二百六十九万四千五百円である。二十六回目は、株式会社イムラ封筒と契約を締結しており、契約価格は、百万枚で二百十三万五千五百円である。二十七回目は、ナカバヤシ株式会社と契約を締結しており、契約価格は、百万枚で二百七十八万二千五百円である。二十八回目は、アコーダー・ビジネス・フォーム株式会社と契約を締結しており、契約価格は、百万枚で二百八十八万七千五百円である。二十九回目は、寿堂紙製品工業株式会社と契約を締結しており、契約価格は、百万枚で三百四万五千円である。三十回目は、オキナ株式会社と契約を締結しており、契約価格は、百万枚で三百十五万円である。三十一回目は、株式会社イムラ封筒と契約を締結しており、契約価格は、百四十万枚で四千四十二万五千円である。

3 「ご回答のお願い」ハガキの作成及び発送準備業務について、本年八月末時点で、一般競争入札により二回の契約を締結しており、契約価格の企業別内訳及び契約形態については次のとおりである。一回目は、日本ユニシス・サプライ株式会社が作成予定件数百万件に対して一件当たり単価七・七円、江馬印刷株式会社が作成予定件数百万件に対して一件当たり単価七・六円、ナカバヤシ株式会社が作成予定

件数百万件に対して一件当たり単価七・二円、トツパン・フォームズ株式会社が作成予定件数百万件に対して一件当たり単価七・八円、光ビジネスフォーム株式会社が作成予定件数百万件に対して一件当たり単価七・九円である。二回目は、凸版印刷株式会社が作成予定件数七十万件に対して一件当たり単価六・七六円である。

なお、単価契約によるものは消費税等額を含まない額であり、総価契約によるものは消費税等額を含む額である。

七について

「ご回答のお願い」ハガキの送付だけの効果とは言えないが、「名寄せ特別便」の回答者数は着実に増加しており、これらの取組については、一定の効果があつたものと考えている。引き続き、その着実な実施に努めてまいりたい。

